

新（平成24年9月19日農林水産省告示第2188号）	現 行
<p>○集成材の格付の表示の様式及び表示の方法（平成8年2月14日農林水産省告示第196号）</p> <p>一 様式</p> <p>1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材 （様式略） （1）～（7） （略） （表略） （8） （略） <u>（9） 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。</u> ア <u>外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。</u> イ <u>（2）から（5）までについては、外円の直径を35mm超とするときは、（1）に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。</u> ウ <u>印字は、黒色の単一色とする。</u></p> <p>2 化粧ばり構造用集成柱 （様式略） （1）～（5） （略） <u>（6） 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。</u> ア <u>外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。</u> イ <u>（2）及び（3）については、外円の直径を35mm超とするときは、（1）に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。</u> ウ <u>印字は、黒色の単一色とする。</u></p> <p>3 構造用集成材 （様式略） （1）～（5） （略） <u>（6） 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。</u> ア <u>外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。</u> イ <u>（2）及び（3）については、外円の直径を35mm超とするときは、（1）に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。</u> ウ <u>印字は、黒色の単一色とする。</u></p> <p>二 （略）</p>	<p>○集成材の格付の様式及び表示の方法（平成8年2月14日農林水産省告示第196号）</p> <p>一 様式</p> <p>1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材 （様式略） （1）～（7） （略） （表略） （8） （略） [新設]</p> <p>2 化粧ばり構造用集成柱 （1）～（5） （略） [新設]</p> <p>3 構造用集成材 （1）～（5） （略） [新設]</p> <p>二 （略）</p>